

乙第
261
号証の

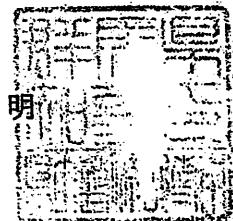
特ダ第 104 - 34 号

平成20年12月10日

国土交通省関東地方整備局長

菊川 滋 様

群馬県知事 大澤 正



八ッ場ダム建設事業について（照会）

本県の河川行政の推進につきましては、日頃から種々の御配意を賜り感謝いたします。

さて、本県におきましては、八ッ場ダム建設事業に関し、群馬県知事外1名を被告とした公金支出差止等請求住民訴訟事件（前橋地裁平成16年（行ウ）第43号）が提起され、現在前橋地方裁判所で審理中です。

原告らの八ッ場ダム湛水域斜面における地すべり危険性についての意見書及び証言については、既に平成20年11月26日付け国開整水第318号で回答頂いたところですが、原告らから平成20年12月5日付で、追加意見書が前橋地裁へ提出されました。

つきましては、別紙記載の奥西氏の追加意見書の要旨について、貴職のご意見を確認させて頂きたく照会します。

奥西氏の追加意見書の要旨

1. 想定すべり面の局部的な安全率及び剪断抵抗力の算出について

通常、想定すべり面に対する安全率は、想定すべり面の上のすべり土塊をいくつかのスライスに分けて、それぞれのスライスのすべり面に働くすべり力($W \sin \alpha$)とそれに対する剪断抵抗力を評価し、それぞれを集計することによって得られる。ここで、これらのスライスのうちのひとつだけについての剪断抵抗力とすべり力の比を局部的な安全率と定義する。そしてボーリング孔を含むスライスを考え、「H 8 横壁地区地質調査報告書」(甲 D 第 11 号証)で仮定されたような想定すべり面を採用すると、すべり面の傾斜角 α が分かれば、同報告書でおこなっているのと全く同じ方法で局部的安全率を計算することができる。

そこで、剪断抵抗力については、すべり面の傾斜角 α は通常の傾斜角(たとえば 10 度以下)に対しては近似的に $\cos \alpha = 1$ と仮定することが許され

$$\tau = z (\gamma - \gamma_w) \tan \phi' + C' + z_w \gamma_w \tan \phi'$$

となり、剪断抵抗力は、 z および $\tan \phi$ に比例する第 1 項、第 2 項 (C') 及び地下水位に関する定数項(第 3 項)の和となる。

また、すべり力の値は、すべり力 $W \sin \alpha = z \gamma \sin \alpha$ のかわりに、これに比例する $z \gamma$ をすべり力の指標として用いることとし、局部的な安全率に比例する量として $\tau / (\gamma z)$ を算出した。

上記報告書 179 頁の表の試料③は、ほかの 3 試料に比べて C' の値が格段に大きいので、深度ゼロ(地表面)における τ の値 (C' に等しい) は当然これらの 3 試料のどれよりも大きいが、 ϕ' の値が格段に小さいため、試料採取深度での τ の計算値は試料①、②、④のどれよりも小さくなる。そして局部的な安全率に比例する指標 $\tau / (\gamma z)$ の値は、 z が大きいことが再び効いて、試料①②の平均値の 1/2 程度と、比較にならないほど小さくなってしまう。

すなわち、上記報告書及び関東地方整備局長の平成 20 年 11 月 26 日付「八ッ場ダム建設事業について(回答)」10 ~ 11 頁において、試料③のデータを無視するとしているが、このことが地すべり安全度の検討においていかに誤った取扱いであるかが明瞭に分かる。

(別添参考資料)

・追加意見書：白岩沢右岸斜面の地すべり危険度

奥西一夫